



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月9日火曜日 第1903号

◇ 目 次 ◇ 告 示

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....1105

特約業者の指定の取消し.....1106

土地改良区役員就退任の届出(3件).....1106

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(4件).....1107

保安林予定森林.....1108

道路の供用開始(一般国道317号).....1108

道路の区域変更(県道中山砥部線).....1109

道路の供用開始(").....1109

道路の区域変更(県道双岩停車場和泉線).....1109

道路の区域変更(県道論田袋口線).....1109

道路の区域変更(県道大瀬川中線).....1109

道路の供用開始(").....1110

道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....1110

道路の供用開始(県道宇和島城辺線).....1110

公 告

X線断層撮影装置(CT)の借入れ.....1110

正 誤

平成19年9月25日付け第1899号愛媛県告示第1519号(道路の位置の指定)中.....1111

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1554号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、平成20年度以後の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成19年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格)</p> <p>第2条 前条に規定する競争入札に参加することができる者は、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>創業・設立の年月日</u></p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次に掲げる財務に関する書類(審査基準日の直前2年間に行った決算に係るものに限る。)</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>株主資本等変動計算書</u></p> <p>(資格の効力)</p> <p>第5条 資格は、<u>平成20年度</u>を初年度とする<u>毎3年度</u>を単位として、当該<u>毎3年度</u>の製造の請負等に係る競争入札について効力を有す</p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 前条に規定する競争入札に参加することができる者は、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>次条第1項ただし書に規定する別に定める期間の末日の属する年の1月1日の前日までの営業年数</u></p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 次に掲げる財務に関する書類(審査基準日の直前2年間に行った決算に係るものに限る。)</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>利益金処分計算書</u></p> <p>(資格の効力)</p> <p>第5条 資格は、<u>平成8年度</u>を初年度とする<u>毎2年度</u>を単位として、当該<u>毎2年度</u>の製造の請負等に係る競争入札について効力を有す</p>

る。

様式第2号(第3条関係) 営業経歴書

省略			
③省略			
創業又は設立の年月日	年 月 日		
自己資本額	区 分	直 前 決 算 時	
	(うち外国資本)	千円	
	払込資本金		
	準備金		
	積立金		
	繰越(欠損)金		
	計		
⑥省			
略			
省略			

注 省略

る。

様式第2号(第3条関係) 営業経歴書

省略				
③省略				
営業年数	創業・設立	年 月 日	現組織への変更	年 月 日
	休業・転廃業期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月	実営業年数	年 月
自己資本額	区 分	直 前 決 算 時		剰余(欠損)金処分
	(うち外国資本)	千円		千円
	払込資本金			千円
	準備金			
	積立金			
	繰越(欠損)金			
	計			
⑥省				
略				
省略				

注 省略

○愛媛県告示第1555号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
桜井石油株式会社 代表取締役 山岡 将人	今治市長沢甲1250番地	平成19年 7月31日

○愛媛県告示第1556号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今治市蒼土川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	砂原 吉隆	今治市東村三丁目2番30号
"	日浅 哲也	今治市上徳乙263番地の3
"	越智 三俊	今治市松木130番地の1
"	加藤 貢	今治市喜田村五丁目5番12号
"	橋 常雄	今治市五十嵐甲417番地
"	益田 正夫	今治市四村190番地2
"	宇高 昇	今治市徳重290番地の3

"	本宮 喜美男	今治市中寺674番地
"	益田 敏和	今治市中寺353番地
"	長岡 敏雄	今治市新谷甲1207番地
"	阿部 静男	今治市新谷甲1082番地
"	山本 順也	今治市高橋甲1080番地
"	越智 光郎	今治市高橋甲1067番地第1
"	岡本 時平	今治市高橋甲141番地
"	正岡 敏朗	今治市高橋甲682番地1
"	長野 幸造	今治市別名721番地の1
"	加藤 政則	今治市小泉一丁目7番23号
"	三橋 昇	今治市馬越町二丁目5番25号
"	玉井 悖夫	今治市片山二丁目9番22号
"	達川 和之	今治市山路467番地第2
"	長島 清志	今治市大正町七丁目1番3号
"	真木 孝悦	今治市高地町一丁目甲1720番地の2
"	門岡 信光	今治市南日吉町一丁目2番3号
"	上田 忠	今治市美須賀町二丁目3番地の1
"	山下 富士夫	今治市宮下町三丁目甲1701番地
"	矢野 典明	今治市石井町一丁目10番9号
"	矢野 昭博	今治市石井町二丁目4番53号
"	砂田 虎善	今治市八町西五丁目1番26号
"	近本 静信	今治市辻堂二丁目3番47号
"	岡林 興通	今治市郷新屋敷町三丁目1番18号
"	森 昭龙	今治市横田町一丁目2番30号
"	小川 顯一郎	今治市土橋町一丁目6番3号
監 事	正岡 俊雄	今治市上徳乙71番地6
"	友澤 英夫	今治市小泉二丁目7番36号
"	玉井 思	今治市北日吉町二丁目9番14号
"	小川 晴夫	今治市土橋町二丁目4番3号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	砂原 吉隆	今治市東村三丁目2番30号
"	越智 亀義	今治市上徳甲389番地1
"	越智 三俊	今治市松木130番地の1
"	加藤 貢	今治市喜田村五丁目5番12号
"	檜垣 要	今治市五十嵐甲349番地
"	益田 正夫	今治市四村190番地2
"	宇高 昇	今治市徳重290番地の3
"	本宮 喜美男	今治市中寺674番地
"	益田 敏和	今治市中寺353番地
"	長岡 敏雄	今治市新谷甲1207番地
"	西原 保房	今治市新谷甲1171番地
"	山本 順也	今治市高橋甲1080番地
"	越智 光郎	今治市高橋甲1067番地第1
"	岡本 時平	今治市高橋甲141番地
"	正岡 敏朗	今治市高橋甲682番地1
"	長野 正志	今治市別名240番地
"	加藤 政則	今治市小泉一丁目7番23号
"	宇高 和夫	今治市馬越町三丁目2番47号
"	小川 重徳	今治市片山一丁目6番8号
"	達川 和之	今治市山路467番地第2
"	長島 清志	今治市大正町七丁目1番3号
"	真木 孝悦	今治市高地町一丁目甲1720番地の2
"	門岡 信光	今治市南日吉町一丁目2番3号
"	上田 忠	今治市美須賀町二丁目3番地の1
"	山下 富士夫	今治市宮下町三丁目甲1701番地
"	矢野 典明	今治市石井町一丁目10番9号
"	矢野 昭博	今治市石井町二丁目4番53号
"	砂田 鹿嘉	今治市八町西五丁目1番55号
"	近本 静信	今治市辻堂二丁目3番47号
"	岡林 興通	今治市郷新屋敷町三丁目1番18号
"	森 昭充	今治市横田町一丁目2番30号
"	小川 顯一郎	今治市土橋町一丁目6番3号
監事	阿部 亀久男	今治市上徳甲177番地2
"	柳瀬 壽則	今治市別名844番地
"	玉井 思	今治市北日吉町二丁目9番14号
"	小川 晴夫	今治市土橋町二丁目4番3号

○愛媛県告示第1557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市荏原地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	池田 清美	松山市東方町甲1713番地
"	平岡 秀明	松山市東方町甲960番地4
"	名越 政興	松山市津吉町261番地1
"	篠浦 将七	松山市中野町甲363番地

"	三好 晶一	松山市小村町296番地2
"	溝田 治美	松山市大橋町94番地
"	吉川 清春	松山市小村町288番地1
"	藤岡 正勝	松山市上野町甲70番地
"	栗原 慎一	松山市上野町甲1001番地1
"	渡部 振介	松山市西野町甲164番地1
"	鈴木 一男	松山市恵原町甲1500番地2
監事	古川 寛教	松山市東方町甲435番地3
"	西田 昌幸	松山市恵原町甲536番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	池田 清美	松山市東方町甲1713番地
"	野中 弘	松山市東方町甲1264番地
"	松田 惇	松山市東方町甲1195番地
"	永山 幹雄	松山市津吉町545番地
"	石橋 勝年	松山市津吉町725番地
"	森 俊明	松山市中野町甲1197番地
"	篠浦 将七	松山市中野町甲363番地
"	三好 晶一	松山市小村町296番地2
"	末松 齊	松山市大橋町339番地2
"	舛岡 保一	松山市上川原町甲1509番地1
"	藤岡 正勝	松山市上野町甲70番地
"	栗原 慎一	松山市上野町甲1001番地1
"	玉木 寅行	松山市恵原町甲296番地2
"	西田 昌幸	松山市恵原町甲536番地
"	脇坂 啓一	松山市西野町甲148番地
監事	柳之内 豊	松山市東方町甲202番地1
"	高見 一弘	松山市上野町甲304番地1

○愛媛県告示第1558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肱川町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	大野 和	大洲市肱川町予子林1959番地2
"	宮田 章	大洲市肱川町山鳥坂336番地
"	土居 貞丸	大洲市肱川町宇和川135番地
"	藤田 幸男	大洲市肱川町予子林2135番地
"	富永 清輝	大洲市肱川町山鳥坂3424番地
"	山下 道教	大洲市肱川町予子林1445番地
"	小中正 信	大洲市肱川町大谷2480番地
監事	富永利 彦	大洲市肱川町山鳥坂1341番地
"	中田 勇男	大洲市肱川町名荷谷1815番地

○愛媛県告示第1559号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）の施行は、適当と認められるの

で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）計画書の写し
- (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年10月10日から11月6日まで

3 縦覧場所

西予市役所城川総合支所

○愛媛県告示第1560号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大西地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大西地区）計画書の写し
- (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年10月10日から11月6日まで

3 縦覧場所

西予市役所野村総合支所

○愛媛県告示第1561号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	317号	松山市溝辺町甲278番10から 同字溝辺町甲50番8まで	平成19年10月9日
〃	〃	松山市上高野町甲151番2から 同市末町甲13番1地先まで	〃

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西地区）計画書の写し
- (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年10月10日から11月6日まで

3 縦覧場所

西予市役所野村総合支所

○愛媛県告示第1562号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・遊子谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・遊子谷地区）計画書の写し
- (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年10月10日から11月6日まで

3 縦覧場所

西予市役所城川総合支所

○愛媛県告示第1563号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

今治市菊間町松尾381の3、392の2、393の10から393の13まで、394、395、396の2、402の2、403の2、404の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

○愛媛県告示第1565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙439番5から 同町栗田乙782番2まで	旧	メートル 63~135	キロメートル 0.112	
			新	19.0~43.0	0.112	

○愛媛県告示第1566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙439番5から 同町栗田乙782番2まで	平成19年10月9日

○愛媛県告示第1567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷5番耕地351番5から 同市谷5番耕地498番1まで	旧	メートル 70~47.0	キロメートル 0.159	
			新	10.6~47.0	0.159	

○愛媛県告示第1568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2022番地先	旧	メートル 4.0~4.2	キロメートル 0.027	
			新	4.0~7.6	0.027	

○愛媛県告示第1569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町大瀬中央728番2から 同町大瀬中央729番3まで	旧	メートル 5.0~7.1	キロメートル 0.022	
			新	14.2~26.4	0.022	

○愛媛県告示第1570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町大瀬中央728番2から 同町大瀬中央729番3まで	平成19年10月9日

○愛媛県告示第1571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1211番6から 同町緑甲1139番2まで	旧	メートル 4.0~29.4	キロメートル 0.340	
			新	15.0~72.6	0.343	

○愛媛県告示第1572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1211番6から 同町緑甲1137番地先まで	平成19年10月9日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年10月9日

1 入札に付する事項

(1) 件名

X線断層撮影装置（CT）の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

X線断層撮影装置（CT）1式（使用にあたり必要な付帯装

置、搬入、据付け、調整、設置等1式を含む）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成20年3月1日から平成26年2月28日まで

(5) 借入場所

愛媛県立子ども療育センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立子ども療育センター事務局
〒791 0212
愛媛県東温市田窪2135番地
電話(089)955 5530

- (2) 入札書の受領期限
平成19年11月19日(月)午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成19年11月19日(月)午前10時
愛媛県立子ども療育センター1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computed Tomography System(CT) , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00a.m. , 19 November 2007
- (3) For further information, please contact: Secretariat,Ehime Rehabilitation Center for Children , 2135 Tanokubo , Toon , Ehime 791 0212 Japan
TEL 089 955 5530

正 誤

○正 誤

平成19年9月25日付け第1899号愛媛県告示第1519号(道路の位置の指定)中

ページ	箇所	誤	正
997	1 道路の位置本文中	4191盤7	4191番7